

## 吉野川市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び同条第10項の規定に基づき、令和4年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年12月27日

吉野川市監査委員 川真田 大 作  
吉野川市監査委員 山 添 純 二

### 令和5年度 定期監査の結果に関する報告及び意見

#### 第1 監査の対象

令和4年度吉野川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

#### 第2 監査の期間

令和5年6月9日から令和5年10月26日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行については、収入事務、支出事務、契約事務及び財産管理等が関係法令等に照らし合わせて適正になされているかどうかに着眼して監査を実施した。また、経営に係る事業の管理については、各事業が経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて管理されているかどうかに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係職員に説明を求めるとともに、例月出納検査の結果をも考慮した。

#### 第4 監査の結果

##### 1 全体事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。

このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

##### 2 個別指摘事項

各課等に対する指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

#### (1) 子育て支援課

地方自治法施行令では「目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること」を定めているが、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金過年度返還金について、返還金利子及び割引料とすべきところ扶助費として支出していた。

地方自治法では「会計年度独立の原則」を定めているが、令和4年度特別保育事業補助金について、令和4年度予算から支出していなかった。

#### (2) 市民課

吉野川市財務規則では「物品を購入する際には、所定の手続をしなければならない」旨を定めているが、購入したスキャナ等について物品購入決議書を作成していないなど事務手続が適正になされていなかった。

#### (3) 都市計画住宅課

市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めるか長期継続契約を締結する必要があるが、複数年度にわたる平第2団地進入路及び川俣団地駐車場用土地賃貸借契約について、これら必要な事務手続をしていなかった。

#### (4) 監理課

吉野川市財務規則では「契約書や検査調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について契約書等を作成していなかった。

労働安全衛生規則では「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事させる場合は特別教育を行わなければならない」旨を定めているが、職員が公園内樹木の伐採をするに当たって必要な特別教育を受けさせていなかった。

政府契約の支払遅延防止等に関する法律では「対価の支払の時期」を定めているが、特定地区公園（上桜公園）敷地に係る土地賃貸借契約における賃借料の支払いについて、適法な請求を受けた後40日以内の日としていた。

#### (5) 農林業振興課

吉野川市財務規則では「物品を購入する際には、所定の手続をしなければならない」旨を定めているが、譲渡されたエアコンについて物品購入決議書を作成していないなど事務手続が適正になされていなかった。

#### (6) 商工観光課

地方自治法では「会計年度独立の原則」を定めているが、令和5年度に購入した消耗品について、令和4年度予算から支出していた。

**(7) 人権課**

吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について、同調書を作成していなかった。

**(8) 学校教育課**

市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為を定めるか長期継続契約を締結する必要があるが、複数年度にわたる川田西小学校土地等賃貸借契約について、これら必要な事務手続をしていなかった。

**(9) 教育総務課**

吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。

**(10) 健康推進課**

吉野川市財務規則では「予定価格調書の作成が省略できる条件」を定めているが、作成が省略できない事案について同調書を作成していなかった。

**(11) 知恵島小学校**

吉野川市財務規則では「請負契約以外の物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認につき検査を行わなければならない」旨を定めているが、小学校プログラミングロボットレンタル代金についてレンタル期間終了日ではなく機器納入日に検査が行われていた。

**(12) 鴨島呉郷保育所**

吉野川市財務規則では「支出負担行為に係る事務手続」を定めているが、樹木の消毒、剪定等手数料について、業務完了を承認する前に発行された請求書を受理していた。

**(13) 高越こども園**

地方自治法では「予算の執行にあたり、その裏付けが必要となる」旨を定めているが、令和4年度予算に基づく厨房機器保守点検業務を前年度に発注していた。

**(14) 美郷支所**

吉野川市美郷集落センター条例では「利用の許可に係る事務手続」を定めているが、利用者に利用許可申請書を提出させていないなど事務手続が適正になされていなかった。

## (15) 運転管理センター

吉野川市財務規則では「契約の締結及び履行に係る事務手続」を定めているが、次の事項について事務手続が適正になされていなかった。

- ・ごみ収集カレンダー印刷業務について、納入期限を延長する変更契約が締結されていなかった。
- ・旧宮の南埋立地周辺水質検査業務について、検査調書が作成されておらず、契約金額と異なる金額を支出していた。
- ・鴨島環境センター跡地周辺ダイオキシン類調査業務について、契約書と検査調書の業者名が一致していなかった。

## 第5 結果に基づく意見

### 1 公用車の更新計画等について

公用車の更新基準については、明文化されておらず、更新対象となる車両の状態を個別に確認するとともに予算を勘案して更新を判断しているのが現状である。

車両の状態は一様ではないため、当然個別に判断することになるが、いたずらに長期利用を強いることは、修繕料等の維持管理経費が増える可能性や車両の故障による事故の可能性が高まることも考えられる。

そこで、安全面と財政面さらに環境面を考慮し、修繕費の実績データの収集、故障発生頻度、他市の基準の把握など、実態に即した妥当性のある全庁的に統一された更新基準に基づく公用車更新計画を策定し、適正に車両の更新がなされるよう検討されたい。

### 2 事案の処理について

令和2年度定期監査の結果に関する意見でも述べたが、情報公開に係る市民の権利を担保するなど、行政運営の公平性と透明性を確保するためには、市の意思決定の経緯を明確に記録することが重要である。しかし、決裁を受けずに処理している事案が散見される。

文書管理規程を再確認し、事案を処理する際に処理決定の理由や根拠を記した起案文書で決裁を受けることはもちろん、その後の経過をも明らかにする書類を添付した文書を作成し、管理されたい。

### 3 債権管理について

市の債権管理については、地方自治法等の法令に従って債権管理を行うことが求められる。

行財政調査研究会において、市民負担の公平性、行政への信頼確保、財政基盤の強化という観点から、市債権の適正な管理を徹底し収入未済金の縮減に取り組んでいくため、その指針となる「債権管理マニュアル」が策定されたが、更に債権管理

の一層の効率化を図るため、私債権の整理等を定めた債権管理条例の制定を検討されたい。

#### 4 随意契約について

定期監査における質疑等を総括すると、契約事務や制度に関する理解や認識が不足している状況が見受けられる。地方公共団体が締結する契約は一般競争入札が原則とされており、競争によらず任意に特定の者を選定して契約を締結する随意契約は例外的な方法である。随意契約の根拠法令の適用については安易に拡大解釈せず、厳格に判断し、適正な運用を行っていただきたい。

本市では、「建設工事に係る随意契約ガイドライン」が作成され、令和5年度から運用について周知を図っているところであるが、物品購入等についても随意契約ガイドラインを作成し、根拠法令の条項と客観的理由を起案文書に明確に記載されるよう周知されたい。